

奈井江町
障がい者活躍推進計画

令和2年3月
(令和7年3月改定)

策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- 奈井江町では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）、「奈井江町おもいやりの障がい福祉条例」に基づき、働きやすい職場環境の整備など、障がい者雇用に取り組んでまいりました。
- 令和元年6月に、障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が示されたとともに、厚生労働大臣が定めた「障害者活躍推進計画作成指針」に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。
- 障がい者の活躍とは、「障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること」であり、全ての障がいのある職員が活躍できるよう取り組んでいくことが重要であることから、この度、「障がい者活躍推進計画」を策定いたしました。
- 本計画のもと、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向けて、しっかりと取り組んでまいります。

2 計画期間

- 令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間といたします。
- なお、計画期間内において、取組状況等を把握・検証した上で、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 周知・公表

- 策定又は改定を行った計画は、職員に対し周知するとともに、町のホームページに掲載するなど、適正な方法で公表いたします。
- また、計画に掲げる取り組みの実施状況等についても、定期的に周知・公表いたします。

障がい者活躍推進計画

| | |
|----------------------|---|
| 機 関 名 | 奈井江町 |
| 任 命 権 者 | 奈井江町長 |
| 計 画 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 3 1 日（5 年間） |
| 奈井江町における障がい者雇用に関する課題 | <p>奈井江町においては令和 6 年 6 月 1 日現在の障害者任免状況通報における、実雇用率は 3.23%であり、法定雇用率である 2.8%を満たしている状況である。</p> <p>今後、職員の退職等に伴い法定雇用率を下回ることが予想されているので、計画期間に法定雇用率を安定的に達成していくため、当町においても障がい者の積極的な採用を引き続き実施する必要がある。</p> <p>また、障がい者である職員が生き生きと活躍できる職場環境づくりを推進するためには、さらなる体制整備や各種取り組みが必要である。</p> |
| 目 標 | |
| ①採用に関する目標 | 障がい者である職員の雇用率について、各年度において当該年 6 月 1 日時点の法定雇用率以上を目標とする。 |
| ②定着に関する目標 | <p>障がいの種類や程度にあった業務への従事を考慮し、不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法）毎年障害者任免状況通報の時期において、人事記録を元に前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行う。</p> |
| 取組内容 | |
| ①障がい者の活躍を推進する体制整備 | 障がい者雇用推進者として、総務課参事を選任し、障がい者雇用推進に向けた体制整備を行う。 |

| | |
|----------------------------------|---|
| | <p>障害者職業生活相談員に選任された職員について、北海道労働局が開催される障害者資格認定講習を受講するように努める。</p> |
| <p>②障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p> | <p>現に勤務する障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>所属長との人事評価面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているのか点検を行い、必要に応じて検討を行う。</p> |
| <p>③障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p> | <p>相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>募集・採用にあたっては、以下の取り扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、または特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務の遂行が可能であるといった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、任用期間中に支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみ受け入れを実施すること。 |
| <p>そ の 他</p> | |
| | <p>国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p> |

